

(様式 1)

7南教総第63号

令和7年4月16日

文部科学大臣 殿

南島原市長 松本政博

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

南島原市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度～令和7年度（1年間）

(担当)

南島原市教育委員会事務局 教育総務課 下田晃弘

住所：長崎県南島原市南有馬町乙1023番地

電話：0957-73-6701

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、学校施設における耐震補強工事は、平成26年度に完了した。
今後は、地震による落下物対策などが懸念される施設において、非構造部材の耐震化改修工事を優先度の高い施設から順次実施し、学校の安全性向上を図っていくこととする。
学校トイレの環境を改善するため、便器の洋式化、段差をなくし車イスで利用できるトイレへ改修し、安全・安心な教育環境の確保を図る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等	学校等	
小学校	15 校	
中学校	8 校	
義務教育学校	0 校	
中等教育学校(前期課程)	0 校	
特別支援学校(小学部及び中学部)	0 校	
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)	0 園	
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)	0 校	
教員及び職員のための住宅	0 戸	
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	12 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	36 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和元年度策定
国土強靭化地域計画※2	有	令和2年7月策定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討し、計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)